

第3 具体的な事業活動

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(1) 林材業労災防止専門調査員による労働災害防止活動支援事業【新規】	<p>ア 林材業労災防止専門調査員(以下「専門調査員」という。)の活動の斉一性を確保するため、ブロック会議を開催する。</p> <p>イ 専門調査員が把握、報告した労働災害の発生情報とともに、会員から提供を受けた労働者死傷病報告を整理、分析する。</p> <p>ウ 死亡災害等重篤な災害が発生した事業場について、より詳細な発生状況を把握するための労働災害調査を行うとともに、地方駐在安全管理士と連携して再発防止のための助言・指導を行う。また、事業場指導のためのチェックリストの作成を行う。</p> <p>エ 労働災害発生状況を踏まえ、地方駐在安全管理士と連携して死亡災害等重篤な災害が発生している地域において、労働災害を未然に防止するための現場安全パトロールを実施する。特に、「全国安全週間」及び「林材業労働災害防止月間」、並びに「全国労働衛生週間」においては支部、関係機関と協力して、計画的に同パトロールを実施する。</p>	<p>a 専門調査員ブロック会議の開催支部は、地方駐在安全管理士と連携して会議の実施に協力する。</p> <p>b 専門調査員、地方駐在安全管理士との現場安全パトロールの実施に協力する。特に、「全国安全週間」及び「林材業労働災害防止月間」、並びに「全国労働衛生週間」においては、計画的に同パトロールを実施する。</p> <p>c 専門調査員が行う死亡災害等重篤な災害調査に対して、必要な協力を行う。</p> <p>d 会員事業場に対し、労働災害が発生した場合の労働者死傷病報告の複写の提出を指導する。</p>

1 安全衛生管理活動事業（補助事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
	<p>オ 地方駐在安全管理士と連携して、集団指導を積極的に実施する。</p> <p>カ 災害調査、個別指導、現場安全パトロール、集団指導等の実施に当たって、リスクアセスメントを導入している事業場にあつてはフォローアップ、また、未導入の事業場にはリスクアセスメント導入を働きかける。</p>	
(2) 林業現場責任者安全衛生教育訓練事業【新規】	<p>ア 林業現場責任者（班長等）を対象とする安全衛生教育訓練集団指導会（以下「現場責任者集団指導会」という。）を支部単位で開催実施する。 （47 都道府県支部において実施し、1 指導会 50 人以上を目標とする。）</p> <p>イ 林業への新規参入事業場における安全衛生管理体制の実態と問題点を分析・整理し、効果的な安全衛生指導体制と教育訓練の在り方について検討する。</p> <p>ウ 林業における現場班長の労働安全衛生に係る業務内容と問題点を調査するとともに、現場班長による安全衛生管理指導体制の在り方について検討する。</p>	<p>a 本部が定めた実施要綱及び実施要領に基づき、現場責任者集団指導会を開催する。 （1 指導会 50 人以上を目標とする。）</p> <p>b 林業事業主及び林業現場責任者に対して、現場責任者集団指導会への積極的な参加勧奨に努める。</p> <p>c 現場責任者集団指導会の実施に当たり、地方駐在安全管理士と連携を図り、また労働行政機関等の協力を得て、円滑な運営を図る。</p>

2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業【新規】	<p>ア 林業においてチェーンソーを取り扱う事業場及び労働者を個々に把握し、そのデータに基づく台帳を作成管理する。</p> <p>イ チェーンソー取扱労働者の振動障害特殊健診の実施状況の把握調査を行う。</p> <p>ウ ア及びイのデータと調査結果に基づき、林業巡回特殊健康診断未受診者の雇用事業場及び未受診者をはじめとして、チェーンソー取扱事業場及びチェーンソー取扱労働者への受診勧奨・指導を行う。 (チェーンソー取扱登録事業場 約 3,500 事業場に受診勧奨を実施)</p> <p>エ 支部における林業巡回特殊健康診断（以下「特殊健診」という。）の実施に対する指導と助成を行う。 (チェーンソー取扱労働者 23,000 人)</p>	<p>a 特殊健診について、実施計画を作成し本部に報告するとともに、公共広報等を活用するなどあらゆる広報手段を用いて会員事業場をはじめとするチェーンソー取扱事業場にまねく周知し、特殊健診を実施する。</p> <p>b 林業チェーンソー取扱労働者の振動障害特殊健診に関し、チェーンソー取扱事業場及び労働者を個々に把握するとともに、未受診労働者を雇用する事業主及び未受診労働者に対し、受診指導、勧奨及び相談業務等を行い受診率の向上を図る。</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(1) 安全衛生教育の実施と資格取得の促進	<p>ア 法令、通達（以下「法令等」という。）に基づく各種安全衛生教育に必要な情報の提供を行う。</p> <p>イ 支部が予定する各種安全衛生教育の実施計画の報告を求め、ホームページに日程等を掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図る。</p> <p>ウ 法令等に基づく技能講習等の実施における法令遵守、適正手続の徹底について支部への指導を行う。</p>	<p>a 林材業における労働安全衛生教育専門機関として、労働安全衛生意識の向上と法令等に基づく資格取得の周知啓発に努め、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能講習 ・安全衛生特別教育 ・能力向上教育に関する指針による教育 ・安全衛生教育に関する指針による教育 ・林業架線作業主任者免許取得講習 ・労働基準局長通達に基づく教育 ・林業労働安全衛生対策に係る研修等 <p>b 法令等に基づく技能講習等の実施に当たっては、法令遵守、適正手続の徹底を図り、内部監査体制の整備充実に努める。</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(2) 図書教材等の作成、頒布	<p>ア 図書教材等の作成、頒布 図書教材等について、カタログ作成配布、ホームページ掲載などにより会員事業場等に広く紹介を図ることで、労働安全衛生意識の向上と労働災害防止活動の活性化のため販売促進を図る。</p> <p>イ 安全衛生用具等の普及促進 本部が関与し開発・改良を行った安全衛生用品・保護具等について、カタログ作成配布、ホームページ掲載などにより会員事業場等に広く紹介するとともに、全国大会での展示、各種講習会等の機会を捉え、労働安全衛生意識の向上と労働災害防止活動の活性化のため販売促進を図る。</p>	<p>a 図書教材等について、会員はじめ林材業に携わる事業者等に積極的な販売、斡旋を行う。</p> <p>b 各種研修会、講習会等の開催に当たり、安全衛生用品、保護具等の展示などにより販売、斡旋を行う。</p>
(3) 月刊情報誌「林材安全」の発行	<p>ア 月刊情報誌「林材安全」を制作・発刊するとともに、最新の労働災害防止情報等に労務管理も含め編集内容の充実に努め、安全衛生法令等関係の周知及び労働災害防止意識の高揚を図る。</p> <p>イ 関係行政機関、関係団体等に積極的に働きかけ、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大及び広告収入の獲得に努める。</p>	<p>a 支部の活動状況等の情報・資料の提供、また、各種講習会、現場指導等の機会を捉え、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。</p> <p>b 関係行政機関、関係団体等に積極的に働きかけ、購読者の拡大を図る。</p>

3 安全衛生教育支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(4) 労働安全及び労働衛生標語の公募とポスターの作成、頒布	<p>ア 労働安全及び労働衛生標語について、月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等に掲載し、広く公募するとともに、全国大会の場でも募集する。</p> <p>イ 入選標語を使用した安全及び衛生ポスターを作製、販売し、安全衛生意識の高揚・定着を図る。</p>	<p>a 標語募集について、会員事業場はもとより広く社会一般への周知啓発に努める。</p> <p>b 入選標語を使用した安全及び衛生ポスターを販売し、会員事業場等の安全衛生意識の高揚・定着を図る。</p>
(5) 職員の講師等業務の受託	<p>労働災害防止のための援助の一環として、支部、行政機関、その他の団体等の依頼に基づき、協会所属の職員による安全衛生講師等業務を受託する。</p> <p>なお、講師費用については、平成 22 年 3 月 26 日付け事務連絡「『職員の安全衛生講師等業務規程』の当面の運用について」による激変緩和の経過措置を平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止とし、「職員の安全衛生講師等業務規程」別表に定める費用を適用する。</p>	

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(1) 災防計画の目標達成に向けた労働災害防止活動の推進及び災防止規程の遵守徹底	災防計画の4年目として、同計画の目標達成に向けた労働災害防止対策の推進にありとあらゆる機会を捉え、積極的に取り組むとともに、労働災害の撲滅に向け事業者が遵守すべき基本事項を定めた災防規程の趣旨、内容等の周知啓発及び遵守徹底を図る。	災防計画で掲げた目標達成に向けて、ありとあらゆる機会を捉えて、支部・分会による会員への災防計画及び災防規程の周知及び遵守徹底を図る。
(2) 林材業リスクアセスメントの普及定着	林材業におけるリスクアセスメントの普及定着を図るため、ありとあらゆる機会を捉えて、林材業リスクアセスメントの取組促進の指導援助を推進する。	関係行政機関、関係団体等と連携を密にし、ありとあらゆる機会を捉えて、林材業リスクアセスメントの導入を指導する。
(3) 労働災害情報の収集分析と提供	労働災害発生状況を支部に速報するとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、支部はじめ関係団体等へ広く情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害発生状況速報（厚生労働省・毎月） ・ 死亡災害事例速報（随時） ・ 林材業における労働災害の現状と対策（毎年） ・ 林材業労働災害防止年報（毎年） ・ 月刊情報誌「林材安全」への労働災害事例の掲載（随時） 	<p>a 関係行政機関との連携を図りつつ、労働災害情報を本部へ迅速に報告する。</p> <p>b 本部からの「労働災害発生状況速報」及び「死亡災害事例速報」を会員、関係団体等に情報提供する。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(4) ホームページによる各種情報の発信	当協会の概要、役割、活動状況、労働災害情報等の事業活動及び支部の行う各種講習会の実施日程の速やかな掲載と内容の充実に努める。	<p>a 会員はじめ林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活用を促し、労働災害情報、行政通達等の当協会の行う事業活動の周知を図る。</p> <p>b 講習会、研修会参加者の利便性の向上と利用拡大を図るため、各種講習会の実施日程等の情報提供を行う。</p>
(5) 第48回全国林材業労働災害防止大会の開催	第48回全国林材業労働災害防止大会を平成23年10月25日(火)京都市において開催し、事業場の体験事例発表等を通じて、労働安全衛生意識の高揚と有益な安全衛生情報の共有を図る。	<p>a 各支部は、全国大会への参加勧奨に努める。</p> <p>b 支部及び分会主催による労働災害防止大会、安全技術競技会、安全の誓い等を開催する等により、労働安全衛生意識の高揚と安全衛生情報の共有を図る。</p>
(6) 功労者等の表彰並びに「緑十字賞」及び「安全優良職長顕彰」の候補者の推薦	支部の推薦に基づき、全国林材業労働災害防止大会で功労者の表彰を行うとともに、中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」及び厚生労働大臣が顕彰する「安全優良職長顕彰」候補者を選考し、推薦する。	<p>a 全国大会で表彰する功労者等の推薦を行う。</p> <p>b 「緑十字賞」及び「安全優良職長顕彰」の候補者の推薦を行う。</p>

4 安全衛生対策支援事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(7) 「林材業労働災害防止月間」の設定	<p>「全国安全週間（7月1日～7日）」にあわせ7月を「林材業労働災害防止月間」に設定し、労働安全衛生意識の高揚を期すため、次の事項を重点として、計画的な取組展開を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員はじめ林材業に携わる事業者等への災防規程の周知及び遵守徹底を図る ・事業主自らによる現場、作業場の安全総点検の実施を指導する。 ・林材業リスクアセスメントの定着促進を図る。 ・安全管理士、専門調査員による現場安全パトロール等を実施する。 ・林材業労働安全ポスター「安全は基本動作と再確認」を作成し、頒布する。 ・支部及び分会実施事項並びに会員等の実施事項について、指導、援助する。 	<p>「林材業労働災害防止月間」では、次の事項を中心として計画的に支部の実情に即して展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部、分会による会員事業場等に対する災防規程の周知及び遵守徹底のための指導を実施する。 ・会員事業主に対し現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。 ・職長、作業者など各レベルに応じた安全意識の高揚のための全員参加集会を実施する。 ・現場、作業場における林材業リスクアセスメントの定着促進を図る。 ・会員に対し、労働安全ポスターの掲示、安全パトロールの実施、安全唱和等取組事項の実施を指導する。 ・その他会員等の実施事項について、指導、援助する。
(8) 「林材業安全技能師範制度」25周年記念事業の取組み	<p>林材業安全技能師範制度の創設25周年に当たり、同制度の目的と役割を明確に示し、かつ林材業安全技能師範の有効な活用を図るための整備充実に取り組む。</p>	<p>a 林材業安全技能師範制度について再認識するとともに推薦候補者の把握に努める。</p> <p>b 支部で実施する安全衛生教育等の講師等として林材業安全技能師範の活用を図る。</p>
(9) 産業安全100年記念事業への協力	<p>中央労働災害防止協会が実施する産業安全100年記念事業の趣旨に賛同し、広報・啓発事業への積極的な協力を行う。</p>	<p>会員に対し、産業安全100年記念事業の周知広報に協力する。</p>

5 調査研究事業（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(1) 林業事業場における安全技術指導体制のあり方に関する調査研究 【継続】	林業事業場における新規就労者に対する教育・指導の実態を分析・整理し、模範事例などを基に、新規就労者を熟練労働者に育成していくための教育・指導のあり方（指導者の養成を含む）を検討する。分析結果は、災防規程の基礎情報として今後活用する。	

6 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）		
事業名	本部実施事項	支部実施事項
(1) 支部長会議等の開催	<p>ア ブロック別支部長会議を平成 24 年 2～3 月に開催し、平成 24 年度の協会事業運営方針と事業計画等（概要）を説明し、本部、支部との共通認識の形成を図る。</p> <p>イ 全国支部事務担当責任者会議を開催し、平成 23 年度事業計画等を説明し、共通認識の形成と円滑な実施を図る。</p> <p>ウ 新任支部事務担当責任者会議を開催し、当協会の概要、役割、活動状況及び関係法令等を説明し、支部運営の円滑な実施を図る。</p>	<p>a 開催支部及びブロック幹事支部は、会議開催に協力をする。</p> <p>b 支部は、平成 23 年度事業計画を踏まえ、それぞれ管内事情に基づき、事業の円滑な実施を図る。</p> <p>c 支部において事務方の責任者として、協会の行う労働災害防止活動を推進するに当たり、当協会の概要、役割、活動状況及び関係法令等を理解し、分会及び会員に対し今後の事業運営を指導する。</p>
(2) 「協会の在り方検討委員会（仮称）」の設置と組織体制等の検討	「協会の在り方検討委員会（仮称）」を設置し、会長が委嘱する複数の支部長を含む委員により、組織体制、財政、本部・支部の在り方等について検討を行い、平成 23 年末を目途に結論を得て、平成 24 年度事業計画に反映する。	必要に応じて情報提供を行う。
(3) 総合評価委員会による外部評価の実施	事業活動全般について、外部有識者からなる総合評価委員会によって社会的ニーズを的確に捉え、効率的かつ効果的に実施事業・事務の運営がなされているか評価を受け、改善意見等の指摘を基に、その結果を以後の事業活動に反映させ、よりの確な事業運営を図る。	必要に応じて情報提供を行う。